

各部課長等 各位

財務部長 佐藤次博
(公印省略)

平成30年度予算の編成方針について

にかほ市財務規則第6条の規定に基づき、次のとおり平成30年度予算の編成方針を定めたので通知します。

1. 国の動向

内閣府による10月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を「景気は緩やかな回復基調が続いている」とし、先行きについては「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」としている。

6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017〈骨太の方針〉」では、少子高齢化という構造的な問題を克服するための一億総活躍社会の実現に向け、「600兆円経済の実現」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」という、『新・三本の矢』を引き続き一体的に推進することにより、国民に広く享受される成長と分配の好循環を創り上げていくことが示されている。また、日本経済が抱える、潜在成長力の伸び悩み、将来不安からの消費の伸び悩み、中間層の活力低下といった課題を克服するため、働き方改革を進め、人材への投資による生産性向上に取り組むとしている。

一方、地方行財政については、地方公共団体の基金の増加要因等を分析し、行政サービスの地域差の「見える化」を通じた行財政改革に取り組むほか、地方交付税については、地方創生の取組の成果に応じた算定見直しを進め、所要の措置を講じるとしている。

これらを踏まえ、7月には30年度予算のいわゆる「概算要求基準」が閣議了解され、集中改革期間の最終年度を迎える「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むことが示されたが、9月に公表された各府省からの概算要求・要望の一般会計総額は100兆9,586万円と、4年連続で100兆円超となった。

さらに、10月の衆議院議員総選挙を経て、政府は幼児保育・教育の無償化などを含めた政策パッケージの年内策定を目指しており、その財源に31年10月に予定されている消費税率引上げによる増収分を充てる方針を打ち出したことで、32年度までの基礎的財政収支の黒字化という財政健全化目標の達成を事実上断念した状況となっている。

今後、持続的な経済成長と財政再建の両立のために、安定的な財源確保に向けた調整や、財政健全化目標の見直しの議論などが本格化するものと見られる。

2. 秋田県の動向

秋田県は、「平成30年度当初予算編成方針」において、新たに策定する「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく施策・事業を重点的に推進することを打ち出している。

財政見通しとしては、歳入面で、臨時財政対策債を含めた実質的交付税や法人事業税を中心とする県税収入などの主要一般財源の減少に加え、財源となる地域活性化対策基金等の残高が大幅に減少するほか、歳出面では、高止まりしている公債費や増加する社会保障関係経費により、今年度以上に収支不足が拡大すると見込んでいる。

そうした厳しい財政状況にあっても、将来に負担を先送りすることのないよう、プライマリーバランスの黒字維持、財政2基金の残高確保など、最低限の財政規律を維持しつつ、必要な取組の財源を確保するために、ゼロベースでの事業の見直しを徹底するほか、国の補助・交付金など、外部資金の積極的な活用及び市町村や民間等の多様な主体との協働による取組を進める方針である。

具体的には、歳出の経常経費のうち裁量的経費は原則5%減、政策経費のうち裁量的経費は原則30%減、公共事業のうち県単独事業については原則20%減とすることなどを基準に、各部局の歳入・歳出の見直し等を行い、新規・拡充事業の財源として30億円程度の一般財源を確保することとしている。

3. 市の財政状況

一般会計の28年度決算は、実質収支が約2億2,772万円の黒字、市債の繰上償還額や財政調整基金の積立・取崩し額を加減した実質単年度収支が約6億4,345万円の黒字となった。しかし、歳入で、市税が前年度比で約1億700万円(3.8%)減の約26億9,800万円で、合併以降最も低い水準となったことや、臨時財政対策債を含めた実質的交付税が2億765万円(3.5%)減となった影響などにより、単年度収支は2,572万円の赤字となった。歳出では、人件費や物件費は減少しているものの、扶助費や公債費が増加し、大型の普通建設事業の終了等による投資的経費の大幅減もあって、義務的経費比率は50.4%(6.9%増)となり、財政構造の弾力性を示す経常収支比率(86.6%)や公債費負担比率(24.3%)も、前年度に比べてやや悪化している。

市債の残高は、21年度末の約202億円をピークに、その後は大型の事業を実施しながらも、繰上償還の継続実施などにより、28年度末には約174億円まで減少した。28年度決算に基づく財政健全化判断比率は、実質公債費比率が9.0%(0.4ポイント減)、将来負担比率が88.8%(12.1ポイント減)と、いずれも着実に改善している。

今後の財政見通しについては、本年4月より本市全域がいわゆる「過疎地域」に指定され、有利な過疎対策事業債の活用が可能となったが、合併特例債は発行期限まで残り3年となり、自主財源の根幹をなす市税は今後も大きな増収を期待できず、地方交付税も合併特例による加算分が段階的に削減されるなど、厳しい状況が続く見込みで、財政規模の縮小化は避けられない状況にある。

これまでも将来を見据えた財政措置として、累計で60億円を超える市債の繰上償還を実施し、財政調整基金の積立により昨年度末で約24億円の残高を確保しているが、人口減少社会を見据え、将来世代への過度な負担を残さず、健全な財政状況を維持するため、国・県の取り組みと歩調を合わせながら更なる歳出抑制に取り組む必要がある。

4. 予算編成の基本的な考え方

平成30年度予算は、健全財政の確保を前提に、「第2次にかほ市総合発展計画（前期基本計画H29～33）」に掲げたまちづくりの基本方針に基づく諸施策や、「にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の主要施策を積極的に推進するものとする。

予算の編成にあたっては、市長公約（4分野20項目）の実現に主眼を置いた事業を軸に、「選択と集中」を図るものとし、限られた財源と職員の英知を結集し、市民の負託に応える予算を編成するものとする。

前述のとおり、本市の財政規模は縮小化が避けられない状況であり、市政運営の持続性を確保するために、「第3次行政改革大綱（H27～）」の重点項目の取組を継続するとともに、特に公共施設の整備・管理においては、「公共施設等総合管理計画」に基づき、中長期的な視点をもって全体の最適化を図っていくことが必要である。

そして、行政のみならず、市民・地域・企業が一体となって地方創生の取組を推進し、産業の活性化、まちの魅力向上を図るとともに、職員一人ひとりが厳しい現状への理解とコスト意識をさらに高め、スピード感をもって、真に市民本位のサービスの提供、市民の満足度の向上に努めることが求められている。

全職員が発想の転換や創意工夫を図り、限られた財源が地域の将来に活かされるよう厳選された予算編成となることを期待する。

【留意する計画等】

- 総合発展計画（前期基本計画：H29～33）
- 市長公約（4分野20項目）
- 行財政改革大綱（第3次：H27～31）
- まち・ひと・しごと創生総合戦略（H27～31）
- 事業実施計画（H29～31）
- 公共施設等総合管理計画（H29～）

5. 全体的事項

- 1) 平成30年度当初予算は、通年予算を編成する。
年度途中の補正は、除雪費のほか、国・県等の制度改正、特定財源の確定、災害、その他特別な理由がある場合に限定する。
- 2) 実施計画や総合戦略に基づく事業は、予算編成作業の中で、実施年度や財源等を勘案して調整することとする。
- 3) 地方自治法の本旨である「最少経費・最大効果の原則」に則り、既存の事務事業については、すべてゼロベースからの見直し「スクラップ・アンド・ビルド」を実践すること。
- 4) 類似事業や重複する事業は、所管担当課間で横断的な連絡調整を行い、事業推進に支障のないように整理統合を進めること。
- 5) 平成29年度までの地区要望、議会等の要望事業について、30年度中に実施する旨の答弁をしている場合は、その内容を尊重しつつ、実施の方法を検討の上、要求漏れがないように計上すること。要望事業、市民との協働事業は、行政と市民の責務及び役割を明確化し、協力して行うべきもの、それぞれが行うべきものを精査・検討すること。

- 6) 法令遵守の基本原則を念頭に置き、条例等との整合性を必ず確認すること。また、条例改正等が必要な場合は、関係予算の議案提出前、若しくは同時に改正手続き等を行うこと。
- 7) 現場踏査等により、十分な現状把握を行った上で予算要求すること。
- 8) 各市民サービスセンター及び各小・中学校予算は、本課において十分協議(ヒアリング)のうえ計上すること。
- 9) 予算要求は、すべて課長等が査定した内容で行うこととし、重要施策及び新規事業については、必ず部長査定を受けた上での要求とすること。

6. 歳入について

1) 市税

経済情勢の推移や税制改正の動向等を的確に把握し、見込み得る年間収入額を適正に見積ること。また、収納率の向上を図るため、より一層取り組みを強化すること。

2) 分担金及び負担金

事業内容、受益度に応じた適正な受益者負担の確保を図ること。

3) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に立ち、著しく低負担のものや類似施設間の使用料に不均衡が生じている場合は、近隣自治体等の現状を調査の上、再検討すること。手数料等関係法令に基づいて徴収するものについては、国・県の動向に十分留意すること。

4) 国県支出金

国、県等の施策の方向性や予算編成の動向を可能な限り把握し、過大・過少見積りによる補正が生じないように留意すること。

国費・県費の削減による市の一般財源への振替(市単独事業として実施)は、原則として認めない。平成30年度から国・県支出金が廃止・削減される事業は、その内容を明らかにすること。(提出資料5)

5) 財産収入

市有財産については、現状を把握し、財産運用収入や財産売却収入など適正な価格の積算により見込み額を計上すること。また、未利用の売却可能資産は積極的に売却を検討すること。

6) 市債

後年度の財政負担を考慮するとともに、適債事業を選択すること。また、予算計上にあたっては、交付税措置のある有利な事業債を優先すること。

7) 公共施設等のネーミングライツ契約の導入や、郵送用封筒及び公共施設・設備等への広告掲載による広告収入などの新たな財源を検討すること。

8) 積算基礎を明記し、補助事業等は「財源充当」を入力すること。

以上、歳入全般、的確な根拠で積算し、過大見積りによる「歳入欠かん」とならないように留意すること。

7. 歳出について

- 1) 義務的経費(人件費、扶助費、公債費)を除く経常的経費(注1)は、**原則前年度予算を超えない範囲**とし、過年度の実績等を十分精査・勘案の上、可能な限り**削減に努め計上すること**。

(注1)経常的経費:毎年度、継続して固定的に支出される経費のこと。

- 2) 国・県補助事業は、必要性、緊急性、投資効果等を十分に検討・精査の上、計上すること。補助事業であっても補助残は一般財源となるので、補助率、事業効果、必要性及び緊急性について十分に検討し、優先度の高い事業を計上すること。
- 3) 補助金及び貸付金は、制度継続の必要性、条件の見直し、廃止、統合、縮小、終期の設定等を必ず検証すること。
- 4) 施設の改修・補修は将来的視点をもって、当面の使用に支障がある場合計上すること。
- 5) 長期継続契約に基づく予算は、「契約期間」を見積書中に記載すること。

以上、歳出全般、的確な根拠で積算し、過大見積りを避け、各費目を通じ、必要性、緊急性、行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。

8. 債務負担行為、継続費について

- 後年度における支出を義務付けるものであり、これを安易に設定することは将来の財政運営を圧迫し、財政の硬直化につながることになるので慎重を期すること。
- 継続費は、事業費総額や年度割などに細心の注意を払い計上すること。

9. 特別会計及び企業会計に関すること

- 1) 特別会計及び企業会計については、一般会計との負担区分を明確にし、漫然と財源不足を一般会計に依存することなく、業務運営の合理化に徹するとともに、事業収入の確保に努力し、独立採算性の堅持及び健全財政の確保に努めること。
- 2) 企業会計は、収支見通しや資金計画を検討の上、一般会計に準じて編成すること。

10. 予算編成の日程等

予算要求入力可能日	平成29年11月13日(月) から
予算要求入力期限	平成29年12月14日(木) 正午まで
ヒアリング期間(予定)	平成29年12月22日(金) から 平成30年 1月17日(水) まで

*ヒアリング日程は、12月15日(金)に掲示板に掲載予定。

以上